

エア・ウォーターでんき

まるごとGood!割

(料金表)

令和2年10月1日実施

エア・ウォーター北海道株式会社

エア・ウォーターでんき まるごとGood!割

1 契約種別

この料金表の契約種別は、エア・ウォーターでんき まるごとGood!割といたします。

2 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) お客さまが1年を通じてこの料金表の適用を希望されること。
- (2) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (3) 1 需要場所において動力を使用する需要に適用する契約種別（以下「動力契約種別」といいます。）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力（料金表の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)および(2)に該当し、かつ、(3)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

4 契約電流

契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整等）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、需給約

款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約電流10アンペア	330円77銭
契約電流15アンペア	496円15銭
契約電流20アンペア	661円54銭
契約電流30アンペア	992円31銭
契約電流40アンペア	1,323円08銭
契約電流50アンペア	1,653円85銭
契約電流60アンペア	1,984円62銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23円26銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	29円36銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円97銭

(3) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	243円28銭
--------	---------

6 そ の 他

- (1) 契約期間満了に先だって、原則としてこの料金表以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (2) この料金表から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの料金表を適用いたしません。
- (3) 当社は、需給約款17（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 2（料金適用上の電力量区

分の日割計算の基本算式) によるものといたします。

(4) この料金表に定めのない事項については、需給約款によるものといたします。

附 則（実施期日）

この料金表は、令和2年10月1日から実施いたします。

別 表

1 契約設備電力の算定

- (1) 契約設備電力は、原則として、主開閉器の定格電流にもとづき需給約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。
- (2) (1)によりがたい場合は、負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。
- (3) 契約設備電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

2 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。ただし、日割計算対象日数が30日を上回る場合には、日割計算を行わないものといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。